

川崎町 第5期障がい福祉計画
及び第1期障がい児福祉計画

平成30年3月
川崎町

目次

第1章 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の基本的な考え方	1
1. 「第5期障がい福祉計画」の位置づけ・内容	2
2. 「第1期障がい児福祉計画」の位置づけ・内容	2
3. 計画の期間	2
4. 基本理念	3
(1) 基本理念	3
(2) 基本方針	3
5. 施策の体制	4
第2章 目標の実現に向けて	5
1. 地域生活への移行支援	5
2. 就労支援体制の強化	5
3. 相談支援体制の充実	5
4. 発達の遅れや障がいのある子どもへの支援の充実	6
5. 地域の見守り体制の強化	6
6. 保育、保健、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	6
第3章 事業を円滑に実施するための方策	7
1. 障害者総合支援法及び児童福祉法の周知	7
2. 公正な認定区分審査の実施	7
3. 関係機関等との連携	7
4. 県・近隣市町村との連携	7
5. 職員等の資質向上	7
第4章 障がい福祉計画	8
1. 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標	8
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	8
(2) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築	9
(3) 地域生活支援拠点等の整備	9
(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進	10
2. 障がい福祉サービス等の必要量の見込み	11
(1) 訪問系サービス	11
(2) 日中活動系サービス	13
(3) 居住系サービス	18
(4) 相談支援	19

3. 地域生活支援事業の推進	21
(1) 理解促進研修・啓発事業	21
(2) 自発的活動支援事業	21
(3) 相談支援事業	21
(4) 成年後見制度利用支援事業	22
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	22
(6) 意思疎通支援事業	22
(7) 日常生活用具給付等事業	23
(8) 手話奉仕員養成研修事業	24
(9) 移動支援事業	24
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	25
(11) 日中一時支援事業	25
(12) 自動車運転免許取得・改造助成事業	26
第5章 障がい児福祉計画	27
1. 障がい児支援の提供体制の整備等についての数値目標と対応策	27
(1) 現状と課題	27
(2) 目標値の設定	27
(3) 目標達成への対応策	28
2. 障がい児福祉サービス等の必要量の見込み	29
(1) 障がい児通所支援・障がい児相談支援	29
第6章 計画の推進に向けて	32
1. 計画の推進体制	32
(1) 各種関係機関	32
(2) 連携体制	33
2. 策定委員会	33
3. 人材の確保・質の向上	33
(1) 専門職員の確保	33
(2) 職員等の資質向上	34
4. 計画の推進管理	34
資料編	35

第1章 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の

基本的な考え方

わが国の障がい福祉制度は、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、これまで障がいの種別ごとに提供されていた福祉サービスが、障がいの種別にかかわらずに一元的に提供される仕組みに改められました。

また、各自治体は障害者自立支援法において、障がい福祉サービスの提供を確保するため、障がい福祉サービスの数値目標や見込量などを定める「障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。

その後、障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による利用者負担の見直しや相談支援の充実等を経て、平成25年度からは、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行されました。

この障害者総合支援法においては、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者等に対する支援の拡充を行い、障がい福祉計画については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画を変更すること、その他の必要な措置を講じることが法律上明記し、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとしました。

このため、川崎町においても、平成27年3月に「川崎町障がい者福祉基本計画（第3期）及び川崎町障がい福祉計画（第4期）」を策定し障がいのある方の自立と社会参加の促進を目指してきました。

このうち、「川崎町障がい福祉計画」では、平成27年度から平成29年度までの障がい福祉サービスの必要量を的確に見込んだ数値目標を設定するとともに、その提供体制を確保するための方策を定め、サービス提供体制の整備充実を図っていく計画として「第4期障がい福祉計画」を策定したところです。

今回は平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間として、新サービス体系移行後の計画として「第5期障がい福祉計画」を策定するものです。

また、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの第1期障がい児福祉計画を作成して、即すべき事項を定め、障がい児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とし、「川崎町第1期障がい児福祉計画」を併せて策定します。

1. 「第5期障がい福祉計画」の位置づけ・内容

本計画は障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本方針に即して、障がい者の地域生活移行や一般就労移行を進めるにあたっての平成27年度から平成32年度までの数値目標を設定し、平成27年度から平成29年度までを「第4期障がい福祉計画」、平成30年度から平成32年度までを「第5期障がい福祉計画」と位置付けております。

第5期障がい福祉計画にあたっては、第4期障がい福祉計画の現状や課題等を把握し、必要なサービス量を適切に見込むことにより、サービス提供体制の計画的な整備を図り、障がいのある方の生活支援や自立支援に努める計画を策定します。

2. 「第1期障がい児福祉計画」の位置づけ・内容

本計画は児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本方針に即して、障がい児の通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的に平成30年度から平成32年度までの数値目標を設定し、第1期障がい児福祉計画と位置付けています。

第1期障がい児福祉計画にあたっては、サービス提供の現状や課題等を把握し、必要なサービス量を適切に見込むことにより、サービス提供体制の計画的な整備を図り、障がいのある児童の健やかな育成を支援するとともに、地域の保育、教育等の支援が受けられるようにすることで、障がいの有無に関わらず、すべての児童がともに成長できるよう計画を策定します。

3. 計画の期間

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画は、平成30年度から平成32年度までの3か年とし、第4期障がい福祉計画の進捗状況等を踏まえ策定するものです。

なお、法律・制度面で、新たな法整備の動きがあった場合は、国の動向を踏まえながら、柔軟に見直しを行います。

年度	27	28	29	30	31	32
障害者基本法に基づく 障がい者基本計画	川崎町障がい福祉基本計画 (第3期)					
障害者総合支援法に基づく 障がい福祉サービス等の計画	川崎町障がい福祉計画 (第4期)			川崎町障がい福祉計画 (第5期)		
児童福祉法に基づく 障がい児通所支援等の計画				川崎町障がい児福祉計画 (第1期)		

4. 基本理念

(1) 基本理念

本町では、「障がい者の自立と社会参加を支えるみんなにやさしい町づくり」を障がい者福祉計画の基本理念として、障がい者の施策を図ってきました。

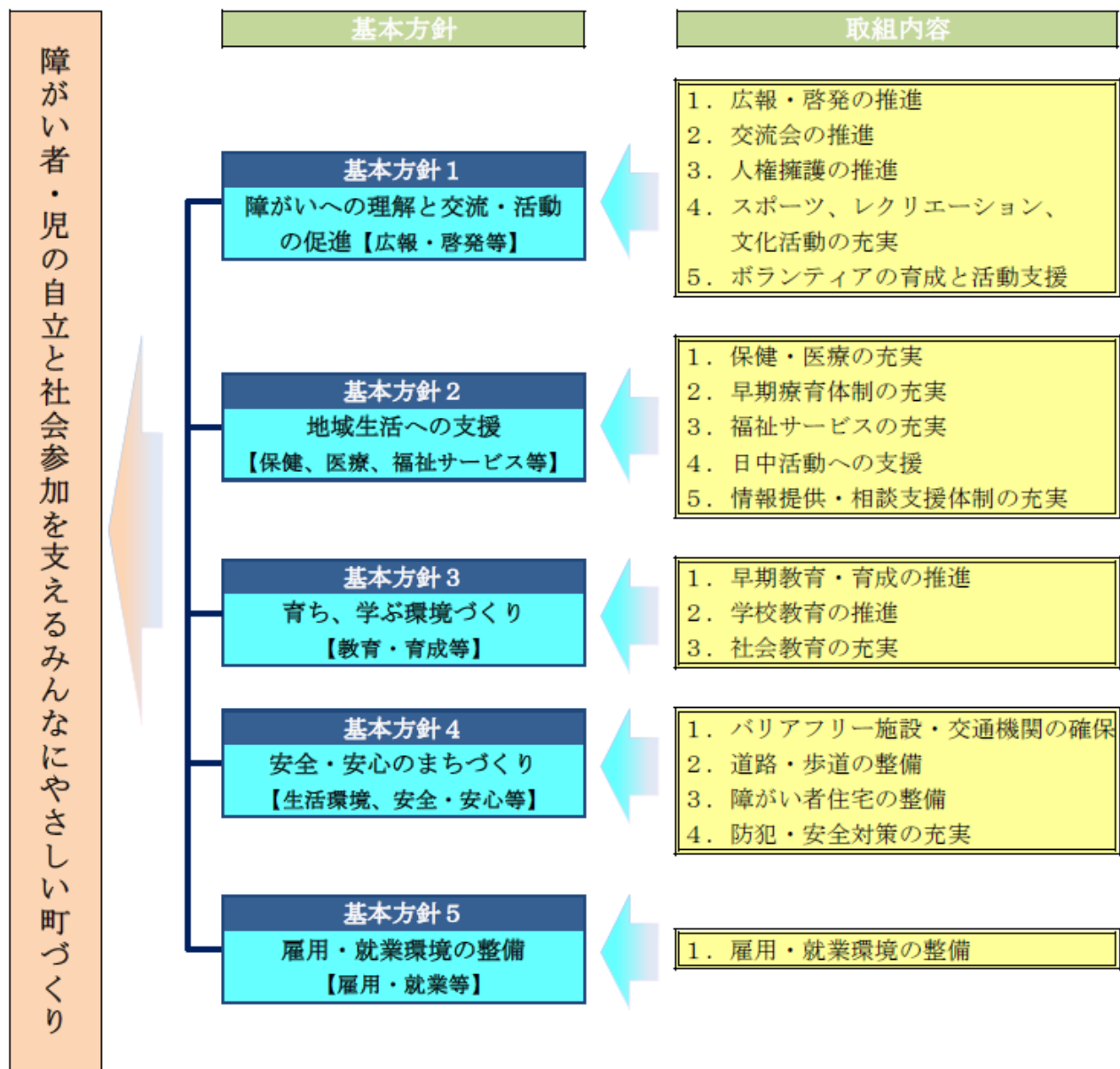
基本理念は、本計画を推進するうえで基軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることが重要であることから、本計画においても「川崎町障がい者基本計画（第3期）」で定めた基本理念を継承し、だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送り、互いを尊重し合い、共に支え合う地域の実現を目指して、施策の推進を図ります。

障がい者（児）の自立と
社会参加を支える
みんなにやさしい町づくり

(2) 基本方針

基本方針 1	障がいへの理解と交流・活動の促進【広報・啓発等】
基本方針 2	地域生活への支援【保健、医療、福祉サービス等】
基本方針 3	育ち、学ぶ環境づくり【教育・育成等】
基本方針 4	安全・安心のまちづくり【生活環境、安全・安心等】
基本方針 5	雇用・就業環境の整備【雇用・就業等】

5. 施策の体制



第2章 目標の実現に向けて

本計画では、目標の実現と障がいのある方の福祉の向上に向け、以下の施策に重点的に取り組みます。

1. 地域生活への移行支援

社会的入院をされている方の施設入所・入院から、地域で自立した生活をおくることができるよう、支援体制を整備し地域生活への移行を支援します。

また、障がいのある方にとって住みよい居住環境となるよう、住宅改修費の助成や入居後の生活不安に関する相談、並びに地域住民との関係を調整するための居住支援機能の強化を図り、また、公営住宅への入居に係る障がい者への優遇措置を庁内関係部署と協議し検討します。

2. 就労支援体制の強化

障がいのある方が、地域において、いきいきと働くことができるよう地域全体で応援する就労支援体制を構築します。

このため、障がいのある方一人ひとりの適正や能力に応じた一般就労に向けての支援が行えるよう、ハローワーク、企業等の連携を図りながら就職活動への支援を行うとともに、就労移行支援や就労継続支援等の各種障がい福祉サービスの充実を図ります。

また、障がいのある方が継続して働き続けることができるよう、企業や利用者におけるジョブコーチ支援の周知や障害者就業・生活支援センターとの連絡体制を強化します。

3. 相談支援体制の充実

近年、障がい者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない状況がみられ、適切な情報提供と相談支援体制の整備充実が求められています。

このため、様々な媒体を活用して、障がい福祉サービス等に関わる情報をわかりやすく提供するとともに、障がいの状況にあわせた相談支援や相談窓口機能の強化に努めます。

また、障がいの疑いがある段階から障がいのある児童や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐことが重要となってきます。障がいのある方に対する相談支援と同様、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

また、サービスに関する相談をはじめ、日常的な不安や悩みの解消、虐待等に関する相談支援機関として、地域自立支援協議会の円滑な運営を図るとともに、障がい福祉サービス事業者、雇用、居住、教育、医療等の関係機関による相談支援ネットワークの充実強化を図ります。

4. 発達の遅れや障がいのある子どもへの支援の充実

発達の遅れや障がいのある子どもについて、地域において家族を含めた、適切な支援を行っていくためのサービス提供体制を構築します。

地域において気になる段階からの早期支援が可能となるよう、障がい児相談支援体制の整備、障がいの特性に応じた個別療育の確保や地域支援強化を図ります。

また、3 障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）に対応し、障がいの特性に応じたケアや、自立に向けた支援体制の整備に努めます。

5. 地域の見守り体制の強化

障がいのある方が地域の中で暮らすためには、介助者や家族、公的な支援だけでなく、地域住民による支援も重要な要素となります。

このため、関係機関との連携や既存の地域活動を充実させ、さらなる拡充を図り、障がいのある方が地域の中で安心して暮らすことができるよう、障がいのある方を含めた地域の支援体制や見守り体制の強化を推進するよう努めます。

6. 保育、保健、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がいのある児童の早期発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、障がい児支援担当課、子育て支援担当課、保健医療担当課、保育園等の子育て支援機関の連携体制を確保します。また、学校教育終了後の就職活動に向けて就労支援機関（ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等）との連携体制の強化に努めます。

第3章 事業を円滑に実施するための方策

1. 障害者総合支援法及び児童福祉法の周知

障がい者が「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく福祉サービスを適切に利用することができるよう、法律やサービスの内容、利用手続き等について、広報やチラシ、パンフレットをはじめとした様々な媒体を利用して、わかりやすく、かつ障がいの種類に応じた適切な情報提供を図ります。

2. 公正な認定区分審査の実施

介護給付等の支給決定に関する認定審査会において公正な審査が行われるよう、県等と連携して認定審査員の研修等を実施していきます。

3. 関係機関等との連携

「障害者総合支援法」が目指す障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行を進めるためには、地域の様々な関係機関・団体との連携が不可欠です。

また、障がい児福祉の支援体制を整備するにあたり、保健、医療、保育、教育、就労支援等関係機関との連携も重要となってきます。

このため、田川圏域で設立している「田川地区地域自立支援協議会」を中心に、保健・福祉・医療はもとより、労働・教育等に関わる地域の関係機関・団体との連携を強化し、障がい者の地域生活移行や就労移行を支援していきます。

4. 県・近隣市町村との連携

障がい福祉サービス及び障がい児通所サービスの基盤整備については、川崎町だけでなく、広域的に取り組む必要がある事項も多いことから、福岡県や近隣市町村と連携を密にとりながら、計画を推進していきます。

5. 職員等の資質向上

複雑・多様化しつつある障がい者ニーズに対応し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じ、行政職員の障がいのある方への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

第4章 障がい福祉計画

1. 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①施設入所者の地域生活への移行

国の基本方針
平成 32 年度末までに、平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上が地域生活へ移行することを基本として目標値を設定する。

目標設定の考え方
国の基本方針に基づいて、9%以上（3 人以上）を地域生活に移行とすべき本計画では、本町の実情を考慮し、地域生活移行人数を 3 人と推計します。

	人数	考え方
施設入所者数	35 人	平成 28 年度末時点の入所者数
目標年度の地域移行者数	3 人	施設入所からグループホーム等への移行見込み

②施設入所者の削減

国の基本方針
平成 32 年度末の施設入所者数を、平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本として、目標値を設定する。

目標設定の考え方
国の基本方針に基づいて、2%以上（1 人以上）を削減すべき本計画では、本町の実情を考慮し、削減数を 3 人と推計します。

	人数	考え方
施設入所者数	35 人	平成 28 年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数	32 人	平成 32 年度末の施設入所者数
削減見込み	3 人	削減見込み

(2) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本方針

平成32年度末までに圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置すること（町単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。）

目標設定の考え方

本町において、国の基本方針に基づいて平成32年度までに田川圏域で保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を整備します。

また、平成32年度までに町単独又は複数市町村で保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を行います。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本方針

平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

目標設定の考え方

本町においては、国の基本方針に基づいて平成32年度までに町又は圏域で地域生活支援拠点を整備します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

国の基本方針

平成32年度中に一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にするとともに、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末から2割以上増加し、全体の5割以上の就労移行支援事業所が就労移行率3割以上を達成することを基本として、目標値を設定する。また、就労定着支援事業所による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

目標設定の考え方

国の基本方針に基づいて、平成32年度中に一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上（3人）、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末から2割以上増加（13人）、を達成すべき本計画では、本町の実情を考慮し、一般就労への移行者数を3人、就労移行支援事業の利用者数を13人と推計します。就労定着支援については一般就労移行者が継続的にサービスの利用を行うものと考え3人と推定します。

	人数	考え方
一般就労移行者数	1人	平成28年度実績
目標年度の一般就労移行者数	3人	平成32年度一般就労移行者数
就労移行支援事業の利用者数	9人	平成28年度実績
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	13人	平成32年度の利用者数
就労定着支援事業の利用者数	3人	平成32年度の一般就労移行者と同数

2. 障がい福祉サービス等の必要量の見込み

平成 30 年度から平成 32 年度までの障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 訪問系サービス

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の各サービス）を充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者（障がい支援区分 1 以上）	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障がい者	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする障がい者（障がい支援区分 3 以上）	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い障がい者（障がい支援区分 6）で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ ALS 患者など、呼吸管理が必要な身体障がい者 ・ 最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある 重度・最重度の知的障がい者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

【第4期計画と実績】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
居宅介護	人/月		56		64		71
	時間分/月		783		914.3		980
重度訪問介護	人/月		2		3		3
	時間分/月		52		57		69
同行援護	人/月		2		1		2
	時間分/月		15		14.5		15
行動援護	人/月		0		0		0
	時間分/月		0		0		0
重度障がい者等包括支援	人/月		0		0		0
	時間分/月		0		0		0
計	人/月	78	60	87	68	96	76
	時間分/月	951	850	1059	985.8	1167	1064

【第5期計画の見込】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	人/月	73	83	95
	時間分/月	1022	1162	1330
重度訪問介護	人/月	4	5	6
	時間分/月	90	113	135
同行援護	人/月	2	3	4
	時間分/月	16	24	32
行動援護	人/月	1	1	1
	時間分/月	8	8	8
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0
計	人/月	80	92	106
	時間分/月	1136	1307	1505

(2) 日中活動系サービス

地域生活をおくる上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護）及び短期入所事業について、充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合は、障がい支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障がい支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練（生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の人	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに 24 か月以内の利用期間が設定されます）
就労継続支援（A 型）	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で（利用開始時に 65 歳未満） ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ②支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用に結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（B 型）	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人で、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 ①企業等や就労継続支援（A 型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A 型）の雇用に結びつかなかった人 ③50 歳に達している人 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A 型）の利用が困難と判断された人	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS 患者など、呼吸管理を行っており、障がい程度区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障がい支援区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などで一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする人	障がい者支援施設やその他の施設において、短期間で入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

※就労定着支援については、平成30年度からの新しいサービス

【第4期計画と実績】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
生活介護	人/月	65	62	67	61	69	62
	人日/月	1,300	1,294	1,340	1,296	1,380	1312
自立訓練（機能訓練）	人/月	2	0	2	0	2	0
	人日/月	42	0	42	0	42	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	11	8	11	5	11	3
	人日/月	154	142	154	92	154	60
就労移行支援	人/月	15	11	17	9	19	8
	人日/月	165	218	187	165	209	168
就労継続支援A型	人/月	3	3	5	4	7	7
	人日/月	60	65	100	86	140	118
就労継続支援B型	人/月	80	85	80	89	80	93
	人日/月	1,360	1,754	1,360	1,830	1,360	1956
療養介護	人/月	5	5	5	5	5	6
短期入所	人/月	5	4	5	7	5	10
	人日/月	60	35	60	65	60	61

【第5期計画の見込】

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人/月	62	63	64
	人日/月	1,364	1,386	1,408
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1
	人日/月	23	23	23
自立訓練（生活訓練）	人/月	7	7	7
	人日/月	126	126	126
就労移行支援	人/月	11	12	13
	人日/月	209	228	247
就労継続支援A型	人/月	5	6	7
	人日/月	110	132	154
就労継続支援B型	人/月	93	97	100
	人日/月	1,953	2,037	2,100
就労定着支援	人/月	1	2	3
療養介護	人/月	5	5	5
福祉型短期入所	人/月	10	13	16
	人日/月	90	117	144
医療型短期入所	人/月	1	1	1
	人日/月	9	9	9

※就労定着支援については、平成30年度からの新しいサービス

(3) 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設や共同生活援助等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除などに課題はないか。公共料金や家賃に滞納はないか。体調に変化はないか。通院しているか。地域住民との関係は良好か。などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している人で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な人	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障がい支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

※自立生活援助については、平成30年度からの新しいサービス

【第4期計画と実績】

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
共同生活援助	人/月	39	41	43	40	47	45
施設入所支援	人/月	34	34	34	35	33	37

【第5期計画の見込】

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人/月	2	3	4
共同生活援助	人/月	47	48	49
施設入所支援	人/月	34	33	32

※自立生活援助については、平成30年度からの新しいサービス

(4) 相談支援

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を強化します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者	サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入所している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

【第4期計画と実績】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
計画相談支援	人/月	250	177	270	235	290	251
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0

【第5期計画の見込】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人/月	285	305	326
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

3. 地域生活支援事業の推進

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくするため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【第5期計画】

理解促進研修・啓発事業	平成30年度から平成32年度における各年度において、福祉サービス及び児童通所サービスのパンフレットを作成もしくは有識者を招いた講演会を行います。
-------------	--

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【第5期計画】

自発的活動支援事業	平成27年度から平成29年度の第4期計画において、自発的活動の支援の実施はありません。事業の実施にあたって、当事業の周知を図ることにより、地域住民の自発的な活動を推進していきます。
-----------	--

(3) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス利用支援等必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連携や調節、障がい者等の権利擁護のために必要な助言を行います。

② 市町村相談支援機能強化事業

町における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全てまたは一部について補助を行います。

【第4期計画と実績】

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
成年後見制度利用支援事業	箇所	2	1	2	0	2	1

【第5期計画の見込】

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	箇所	2	2	2

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や安定的な実施のための組織体制及び、専門職による支援体制の強化などを行います。

【第5期計画】

成年後見制度法人後見支援事業	平成30年度から平成32年度における各年度において、有識者を招いた講演会を行い支援体制の強化を図ります。
----------------	--

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方との意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣等を行います。

【第4期計画と実績】

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	150	85	150	76	150	90
手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1	1

【第5期計画の見込】

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	110	110	110
手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がい児を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

- 介護・訓練支援用具 ○ 自立生活支援用具
- 在宅療養等支援用具 ○ 情報・意志疎通支援用具
- 排泄管理支援用具 ○ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

【第4期計画と実績】

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
介護・訓練支援用具	件/年	5	0	5	2	5	1
自立生活支援用具	件/年	11	4	11	4	11	4
在宅療養等支援用具	件/年	6	0	6	1	6	2
情報・意志疎通支援用具	件/年	5	9	5	5	5	7
排泄管理支援用具	件/年	673	714	673	616	673	597
居宅生活動作補助用具	件/年	6	1	6	1	6	1

【第5期計画の見込】

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件/年	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	11	11	11
在宅療養等支援用具	件/年	6	6	6
情報・意志疎通支援用具	件/年	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	673	673	673
居宅生活動作補助用具	件/年	6	6	6

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【第4期計画と実績】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
手話奉仕員養成研修事業	人/年	3	4	3	6	3	4

【第5期計画の見込】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	3	3	3

(9) 移動支援事業

外出時に支援が必要と認めた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

【第4期計画と実績】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
移動支援事業	人/年	108	120	108	108	108	96
	延時間/年	1308	642	1308	328	1308	330

【第5期計画の見込】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	人/年	108	108	108
	延時間/年	540	540	540

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【第4期計画と実績】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	延人数/年	40	30	40	33	40	26

【第5期計画の見込】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1
	延人数/年	40	40	40

(11) 日中一時支援事業

日中一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある方、障がいのある児童に対し、日中活動の場を提供することにより、障がい者の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保します。

【第4期計画と実績】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
日中一時支援事業	箇所	18	20	18	20	18	22
	人/年	132	53	132	62	132	70
	延日数/年		194		232		272

【第5期計画の見込】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	人/年	80	80	80
	延日数/年	300	300	300

(12) 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある方に対し、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成することで、就労その他の社会参加への促進を図ります。

【第4期計画と実績】

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	4	1	4	1	4	1

【第5期計画の見込】

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	4	4	4

第5章 障がい児福祉計画

1. 障がい児支援の提供体制の整備等についての数値目標と対応策

障がいのある児童については、子ども・子育て支援法において「子ども・子育て支援の内容及び水準はすべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と定義されていること及び同法に基づく教育、保育等利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成推進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効率的な支援を身近な場所で提供する体制の整備をすることが重要です。

(1) 現状と課題

障がいのある児童の支援提供体制の整備を進めるにあたり、「医療的ケア児支援のための関係機関との協議の場を設置」、「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」等の整備が必要と考えられます。川崎町では、現在は整備が整っておらず、今後、単独での整備が難しいものについては田川圏域での共同整備を進めていく予定です。また、これらの整備を進めるにあたり、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を密にする必要があります。

(2) 目標値の設定

① 医療的ケア児支援のための関係機関との協議の場の設置

国の基本指針では、平成30年度末までに、保健、医療、保育、教育、就労支援等関係機関と連携を図るために協議の場を各市町村（市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与したうえでの、圏域での確保であっても差し支えない）ごとに設置することが基本とされています。

川崎町においては、協議の場の整備を進め平成30年度末までに町又は圏域において、1箇所協議の場を設置することを目標に取り組みます。

医療的ケア児支援のため の関係機関の協議の場	町又は圏域において、1箇所整備します。 (平成30年度末)
---------------------------	----------------------------------

②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村は、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を進める必要があります。

このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や各事業所の特性を把握して、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っています。

	見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	人	人	人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	0	0	1

③子ども・子育て支援

市町村は、障がいのある児童への子ども・子育て支援の利用ニーズについて把握し、利用ニーズを満たす定量的な目標を示した上で、希望に沿った利用ができるよう、保育園等における受け入れの体制整備を行います。

	利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）	定量的な目標（見込み）（人）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育園	20	20	20	20
放課後児童健全育成事業	10	10	10	10

（3）目標達成への対応策

庁内関係各課及び田川圏域の町村において、目標達成に向けて連携の強化を図ります。

2. 障がい児福祉サービス等の必要量の見込み

平成 30 年度から平成 32 年度までの障がい児福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 障がい児通所支援・障がい児相談支援

障がい児通所支援は、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の 5 つのサービスからなります。

障がい児通所支援は、障がいのある児童及びその家族を身近な場所で支援する体制として重要なものです。「川崎町子ども・子育て支援計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	障がい児	障がいのある児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、この障がいのある児童の身体及び精神状態並びにそのおかれている環境に応じて、指導及び訓練を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がい児	障がいのある児童が日常生活における基本的動作及び知識や技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、障がいのある児童の身体及び精神状態並びにそのおかれている環境に応じて、指導、訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児	学校に通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力の向上のため訓練を行うとともに、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	障がい児通所支援事業所のスタッフが保育所等を訪問し、障がいのある児童が集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がい等の状態にある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童	重度障がい等の状態にある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）を利用するすべての障がい児	障がい児童通所支援を利用するに際し、障がいのある児童の心身の状態、そのおかれている環境、障がいのある児童及びその保護者の障がい児通所支援の種類及び内容等を記載した障がい児支援利用計画案を作成したり、障がい児通所支援の利用途中において障がい児支援利用計画を見直し、変更を行い支援します。

※居宅訪問型児童発達支援については、平成30年度からの新しいサービス

【第4期障がい福祉計画と実績】

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	人/月	15	14	18	17	20	21
	人日/月	365	206	450	172	500	312
放課後等デイサービス	人/月	7	12	10	24	13	34
	人日/月	17	208	25	426	32	625
保育所等訪問支援	人/月	1	0	1	0	1	2
	人日/月	5	0	5	0	5	6
医療型児童発達支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	23	0	23	0	23	0
障がい児相談支援	人/月	22	7	28	35	33	55

【第 1 期障がい児福祉計画の見込】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人/月	20	23	26
	人日/月	360	414	468
放課後等デイサービス	人/月	36	48	60
	人日/月	648	864	1080
保育所等訪問支援	人/月	2	3	4
	人日/月	20	30	40
医療型児童発達支援	人/月	2	2	2
	人日/月	20	20	20
居宅訪問型児童発達支援	人/月	2	2	2
	人日/月	20	20	20
障がい児相談支援	人/月	62	78	94

※居宅訪問型児童発達支援については、平成 3 0 年度からの新しいサービス

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。また、障がいのある方が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

(1) 各種関係機関

①田川地区地域自立支援協議会

田川地区地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい者福祉システムづくりの中核として位置づけられています。各年度において、サービス見込み量等についての達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施しています。

町においては、田川地区自立支援協議会からの意見を聞き、反映に努めます。

<田川地区地域自立支援協議会の主な機能>

- ・地域の関係機構によるネットワーク構築に向けた協議
- ・福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議・調整
- ・障がい福祉計画の進捗状況等に関する点検・評価など

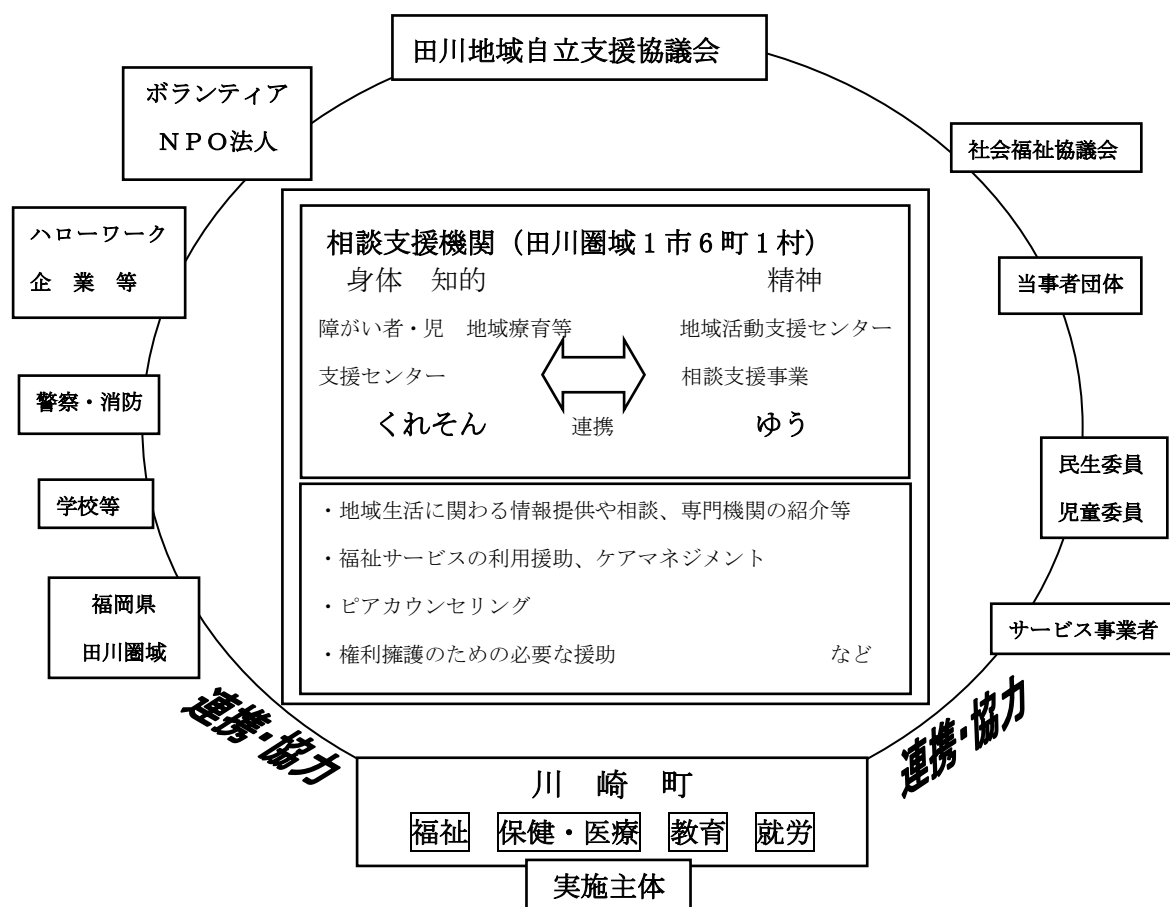
②相談支援機関

障がい者等相談支援事業は、在宅の障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目的としています。

<相談支援事業の主な機能>

- ・福祉サービスの利用助言に関する業務
- ・社会資源を活用するための支援に関する業務
- ・社会生活能力を高めるために支援する業務
- ・ピアカウンセリングに関する業務
- ・権利擁護のために必要な助言に関する業務
- ・専門機関の紹介に関する業務
- ・その他障がいに関する業務

(2) 連携体制



2. 策定委員会

障害者総合支援法の成立や発達障害者支援法の施行、障がい者のニーズの多様化、生活環境の変化、財政事情の動向など、社会経済環境の変化により障がい者施策は大きな転換期を迎えています。

このような社会経済環境の変化や国の障がい者施策等の動向を踏まえ、必要に応じて「計画策定委員会(仮称)」を設置し、計画の見直しを行うなど、計画の弾力的な運用に努めます。

3. 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

障がいのある方が安心して生活を営むことができるよう各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけではなく、専門職の確保が重要となります。町における人材

の確保、職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質向上が図られるよう、情報交換、協力・支援を行う等連携し、取り組んでいきます。

(2) 職員等の資質向上

川崎町の障がい福祉行政を推進していくためには、組織として機能を十分発揮できるような職員の育成と資質の向上が求められます。各種研修会への積極的な参加を行うとともに、職場研修の充実を図り、職員一人ひとりが自分に必要な能力を身に付け、行政職員として基本的な能力・資質の向上に努めます。

4. 計画の推進管理

担当課（社会福祉課）において、本計画の推進上の問題点の協議及び毎年ごとの事業実績等をもとに、障がい福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をPDCAサイクルの考え方に基づき本計画の円滑な運用を図ります。

- 「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（PLAN）」「実行（DO）」「評価（CHECK）」「改善（ACTION）」のプロセスを順に実施していくものです。

資料編

1. 川崎町障がい者・児福祉計画策定委員会設置要綱

川崎町障がい者・児福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画(以下「計画」という。)の策定のため、川崎町障がい者・児福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、国の基本方針等と整合性を図りながら、計画の策定に関し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、障がい者・児の福祉について理解、知識のある者及び関係行政機関の代表者等のうちから川崎町長が委嘱する。

3 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年2月1日より適用する。

2. 川崎町障がい者・児福祉計画策定委員会委員名簿

	所属	氏名
会長	川崎町手話の会 青麦 会長	上條 美智子
副会長	障害児・者を持つ親の会 代表	廣畑 美子
委員	学識経験者 すみれ育成会（すみれアクティブセンター代表）	柏木 利一
委員	川崎町身体障がい者福祉会 副会長	柏木 弘幸
委員	川崎町社会福祉協議会（社会福祉士）	山崎 利枝

3. 計画策定の経緯

期日	内容
平成30年2月23日	川崎町障がい者・児策定委員会の委嘱状交付式及び 第1回川崎町障がい者・児福祉計画策定委員会
平成30年3月22日	第2回川崎町障がい者・児福祉計画策定委員会